

大原社会問題研究所研究員・高田慎吾の 子ども問題研究とその展開

——社会と国家の概念と子ども保護との関連に着目して

稲井 智義

はじめに

- 1 高田の子ども問題研究の始まり——初発の関心と北アメリカ視察報告を通じて
- 2 大原社研着任前後の高田の子ども保護論——母親扶助法と保育所をめぐる
- 3 欧米視察後の高田の子ども保護の「社会化」論——児童養育費と託児所を中心に
おわりに

はじめに

本論の目的は、高田慎吾（1880.5.1－1927.7.5）による子どもに関する社会問題の研究が、日露戦後から第一次世界大戦後までの彼の活動や社会状況との関連のなかで、どのように展開したかを明らかにすることである。本論は特に、以下の二点を対象に据える。第一に、1908年3月の東京帝国大学卒業から19年2月設立の大原社会問題研究所への着任等を経た、晩年までの彼の研究を縦断して検討し、第二に、彼が関心を持ち続けた子ども（乳幼児・児童）問題に焦点を当てる。本論はこの二点への注目により、従来断片的な検討に留まった彼の研究を、その展開とともに解明する。

高田慎吾は、企業家・大原孫三郎（1880－1943）が大阪に設立した大原社会問題研究所の最初の研究員であり、幹事も務め、資料編集と研究を進めていた⁽¹⁾。しかし彼が生前、単著を持たなかったため、大原社研の研究者たちは彼の一周忌に遺稿選集『児童問題研究』（以下『問題』）を出版した。

それゆえ従来の社会福祉学者と教育学者は、『問題』を主な資料として彼の子ども問題研究を分析した。第一に、1980年代前半に『問題』を復刻した前者の吉田久一（1915－2005）と寺脇隆夫（1938－）は、同書とその目録記載論考、大阪と東京の社会事業協会での追悼文等に基づき、高田の研究を検討（解説）した⁽²⁾。両者は総じて、晩年の高田が子ども問題を社会問題と捉えた研究を進め、第二次世界大戦後に連なる社会保障観を持っていたと評価し、特に吉田は彼を「児童

(1) 二村一夫「研究員第1号」『大原社会問題研究所雑誌』362号、1989年1月。

(2) 吉田久一「解説」吉田久一・一番ヶ瀬康子編『社会福祉古典叢書』第6巻、鳳書院、1982年3月など、寺脇隆夫「解説」監修・児童問題史研究会、日本図書センター、1983年6月。

福祉の先覚者」と位置づけた。しかし両者は大原社研着任後の彼の研究を評価する傾向が強く、着任前の研究を十分に関連づけていない。たとえばこれは、両者が目録の不備や誤植を精査していないことに示される。

第二に、後者の沢山美果子と平塚眞樹は高田を含む1920年代の子ども保護論を、女性や子どもの社会問題と関連づけて検討した⁽³⁾。まず沢山は、働く女性の増加が社会問題になる20年代に、彼が「家庭養育重視の立場から、1925年には託児所重視の立場へと、その見解を大きく変えている」と指摘した⁽⁴⁾。つぎに平塚は、彼が他の社会事業研究者と同様に、子どもの生存に危機が生じる当時の自由放任主義社会を問題視し、子どもへの「社会的保護」の必要を主張したと指摘する⁽⁵⁾。彼女らは彼の論を女性・子ども問題に留意して分析した点で意義があり、彼の社会的保護への視点を教育学の観点から位置づけた点は特筆に値する⁽⁶⁾。ただし、大原社研着任前を含む彼の子ども問題研究とその展開を、彼の活動や各論考との関係のなかで説明することは未着手の課題として残されている。

以上の研究動向をふまえ、本論は『問題』の復刻者である吉田と寺脇の解説を除けば、高田を主題とする最初の研究⁽⁷⁾として、以下の点に着手したい。まず基礎作業として、同書の日録に未掲載の論考も表1（次ページ）の通り調査した（その参照は表1に抛り、本文中に表記する）。そのうえで本論は、大原社研着任前後にわたる彼の研究をつぎの二点に留意して分析する。

第一に本論は、彼の論考を研究活動の文脈のなかで捉える。彼は東京帝大卒業の翌年、1909年1月に東京市養育院に就職し、北アメリカ視察や、14年からの内務省嘱託と官僚主導組織の中央慈善協会の委員としての活動、大原が18年1月に大阪で開設した石井記念愛染園の救済事業研究室主幹と救済事業職員養成所長への就任を経て、同研究室を改組した大原社研に設立と同時に着任した。その後、彼は社研実務と欧米視察を行い、26年10月13日に病気で擱筆し、翌年7月5日に亡くなった。本論はこうした経歴に鑑みて、高田の諸論考を、それらを規定する各時期の職務や人脈、活動とも関連づけて検討する。

第二に本論は、各時期の彼の子ども問題認識の性質をその変容とともに明らかにする。その際本

(3) 沢山美果子「婦人と子どもの問題の接点としての保育問題：1920年代の共働き家族と保育問題」『人間発達研究』9号、1984年6月、同「婦人と子どもの権利の統一保障と保育所：1920年代の母親労働者と保育所」『保育の研究』5号、1984年12月、平塚眞樹「1920～30年代日本における児童保護の教育制度への「統合化」過程」『東京大学教育行政学研究室紀要』10号、1990年7月。

(4) 沢山、前掲論文、1984年6月、9頁。

(5) 平塚、前掲論文、95-96頁。

(6) 両者の研究は、1980年代以降の教育社会史研究の前半期の成果に位置する。小山静子編『子ども・家族と教育』辻本雅史監修『論集 現代日本の教育史』第4巻、日本図書センター、2013年も参照。

(7) なお、本論の掲載決定後に再調査したところ、近年の解説として、片岡優子「高田慎吾」室田保夫編『人物でよむ社会福祉の思想と理論』ミネルヴァ書房、2010年を発見した。この解説の特徴は、高田の詳細な経歴に加えて、第二次世界大戦後初期に与えた影響が紹介されていることにある。また本雑誌への論文投稿後に、高田の「社会化」論を検討する、加納三千子「高田慎吾の児童養育の社会化」（安川悦子・高月教恵編『子どもの養育の社会化：パラダイム・チェンジのために』御茶の水書房、2014年2月）が公表された。しかしこれは新しい資料を用いた歴史研究ではなく、『問題』を丁寧に読み込んだ保育学からの紹介であると私は理解し、本論の趣旨を変更しなかった。

表1 高田慎吾の論文・翻訳等一覧

1-1 論文・講演録・通信・翻訳原稿など

発表年月	題名	発表雑誌	巻号数	備考・肩書・目録との関係
1912年 4月	児童保護に関する特殊機関設置の必要	慈善	3巻 4号	東京市養育院副幹事
1913年 5月	紐育ペアレントール、スクール	九恵	147号	養育院機関誌・雑録欄・北米滞在
1913年 7月	英国に於ける嬰兒保護法の沿革	慈善	5巻 1号	紐育滞在・翻訳原稿・協会会員
1913年 8月	高田氏の来信 [ニューヨーク、 1913年6月25日付]	救済研究	1巻 1号	小河宛て・元巣鴨分院・未掲載
1913年 9月	通信紐育市児童遊戯場	九恵	151号	通信・未掲載
1913年 9月	紐育より	人道	101号	留岡宛て・未掲載
1913年12月	米国の児童問題	人道	104号	雑録欄・肩書なし・未掲載
1914年 4月	北米合衆国に於ける昼間幼児保育事業	慈善	5巻 4号	中央慈善協会講演録・全14頁
1914年 5月	救済事業の根本問題	人道	109号	社会欄・内務省囑託・未掲載
1914年 7月	私生子に就て	日本警察新聞	301号	未掲載
1914年 9月	私生児の処遇に就て	九恵	163号	法学士・全9頁
1914年11月	少年裁判所の話	労働及産業	39号	友愛会本部 [東京]・未掲載
1915年 1月	トラピスト修道院付属学校と行者の生活	慈善	6巻 3号	函館カトリック貧男児教養施設
1915年 7月	米国に於ける児童保護事業 [1914年10月、全26頁]	第七回感化救済事業講演集		内務省地方局編集・発表月訂正
1915年 8月	乞丐浮浪者の処分	日本警察新聞	339号	未掲載
1915年10月	乞丐浮浪者の処分	警察協会雑誌	185号	警察協会 [東京]・未掲載
1916年 2月	私生子に就て	神経学雑誌	15巻 2号	日本神経学会 [東京]・未掲載
1916年 4月	結核療養家庭病院	慈善	7巻 4号	ニューヨークの貧民医療問題
1916年 4月	シアートル少年裁判所年報を読む	救済研究	4巻 4号	北米で視察した施設・囑託
1916年 6月	演説 [東京育成園創立第十七周年記念大会]	東京育成園月報	196号	未掲載
1916年 7月	慈善学校の設立に就て	慈善	8巻 1号	北米・紐育の慈善学校・囑託
1916年 8月	米国に於ける育児院外給与制度に就て [7月27日講演]	救済研究	4巻 8号	月訂正・夏期講習会講演要録
1916年11月	米国小学生の新聞売 [東京児童学会談話]	実力世界	7巻11号	実力協会 [東京]・未掲載
1916年12月	私生児の救済 [11月11日講演]	人道	140号	中央慈善協会講演・未掲載
1917年 3月	少年裁判所に就て	日本犯罪学会年報	4号	日本犯罪学会 [東京]
1917年 4月	育児事業の一般問題に就て	九恵	194号	講話筆記録 (場所は不明)
1917年10月	養育院在職中の回顧	九恵	200号	『九恵』に掲載された最後の文章
1917年11月	戦争と不良少年	社会と救済	1巻 2号	『慈善』の継続誌・囑託法学士
1918年 1月	現代の救済事業並救済事業家の資格 [11月17日講演]	東京府慈善協会報	4号	第一回慰藉奨励会講演・未掲載
	同上講演転載：17年12月『社会と救済』1巻3号 (転載の旨記載なし)、18年1月『九恵』203号、転載記載あり・未掲載			
1918年 5月	偉大なる黒人プーカー・ワシントン伝	社会と救済	2巻2号から7号 (10月) まで連載・号数訂正	
1918年10月	戦時欧州に於ける不良児の状態 [9月研究会報告]	救済研究	6巻10号	研究欄・職員養成所長
1918年12月	宗教家は社会救済に従事すべきか	救済研究	6巻12号	研究欄・職員養成所長

1919年 4月	幼児保護に関する社会的施設の必要を論ず	救済研究	7巻 4号	論説欄・大原救済事業研究所監事
1919年 6月	東都救済事業界の近状を論じて大阪の夫れに及ぶ	救済研究	7巻 6号	19年6月研究会講演・筆記録
1919年 7月	少年職業指導論 [19年7月研究会講演・校閲有]	救済研究	7巻 7号	大原社会問題研究所幹事
1919年 9月	救済事業後援委員会設置の必要を論ず	救済研究	7巻 9号	文末に8月17日稿
1920年 9月	児童保護に関する国家の任務	児童保護協会時報	1巻 3号	日本児童協会 [大阪]・未掲載
1921年 7月	商業使用人の週休制度に就て	救済研究	9巻 7号	21年7月研究会討議・筆記録
1921年 8月	感化法改正に関する意見	中央法律新報	13号	中央法律新報社 [東京]・未掲載
1921年11月	先づ生活問題の解決を	児童保護協会時報	2巻11号	全1頁・未掲載
1922年 2月	児童問題の国際化を望む	児童保護協会時報	3巻 2号	訪問録・未掲載
1922年 6月	英国の児童保護制度に就て	救済研究	10巻 6号	22年4月研究会講演
1923年 6月	独逸伯林より [1923年5月14日付・通信]	社会事業研究	11巻 6号	未掲載, 『救済研究』 継続誌
1923年12月	独逸伯林より [1923年10月28日付・通信]	社会事業研究	11巻11号	視察中・未掲載・9月震災で休刊
1924年 8月	高田法学士より [ロンドン, 1924年6月22日付・通信]	社会事業研究	12巻 8号	欧米視察中・未掲載
1925年 1月	児童の公的扶養問題	大原社研雑誌	3巻 1号	帰国後最初の論考・全2頁
1925年 2月	海外発展と社会事業	社会事業研究	13巻 2号	24年12月研究会講演・筆記録
1925年 4月	児童保護の経済的基礎	大原社研雑誌	3巻 2号	雑誌には「経済」「普選法」の順に掲載(目録では逆順)
1925年 4月	普選法案中の欠格者に就て	大原社研雑誌	3巻 2号	順に掲載(目録では逆順)
1925年 7月	女子労働問題に就て	工場研究	19号	発行は兵庫県工場懇親会
1925年10月	民間社会事業団体の使命	社会事業研究	13巻10号	文末に9月8日・発表号数訂正
1926年 1月	児童養育費問題に就て	社会事業研究	14巻 1号	25年12月研究会講演
1926年 1月	河岸の並木道と寺町の寺院道	大大阪	2巻 1号	発行は大阪都市協会
1926年 2月	私生児問題に就て	大原社研雑誌	4巻 1号	
1926年 6月	花柳病予防策	大大阪	2巻 6号	
1926年 7月	和蘭に於ける出産調節の状況/女子警察官に関する決議/盲人保護策	社会事業研究	14巻 7号	翻訳
1926年 8月	私生子及家族手当に関する国際婦権同盟大会決議案	社会事業研究	14巻 8号	翻訳
1927年 3月	救貧法改正案に対する私見	大原社研雑誌	5巻 1号	文末に26年10月13日発病欄筆

1-2 報告書・冊子など

出版年月	題名	発行元および備考
1915年 3月 1916年	北米合衆国児童救済事業視察報告書 感化事業に就て 犬と彼等	東京市養育院, 原資料大阪府立中央図書館所蔵, 全110頁 単行本, 『問題』167-191頁所収, 原資料未確認・所在不明
1919年 8月	[慎吾の妻・高田ていの遺稿集] 無産児保護策に於る新傾向: 母親扶助法の研究	高田てい (1891.4.30-1919.2.15) 著, 高田慎吾編集
1922年 9月	無産児保護策に於る新傾向: 母親扶助法の研究	大原社研, 大原社会問題研究所パンフレット, No.4
1928年 7月	児童問題研究	同人社書店, 大原社会問題研究所叢書第11巻, 28年7月5日出版

注: 表の作成には、『問題』の著作目録と各雑誌のほか, 国立国会図書館デジタル化資料の検索も用いた。備考欄の「未掲載」は著作目録に掲載されていない論考を示す。なお『慈善』と『社会と救済』, および『救済研究』と『社会事業研究』はそれぞれ継続雑誌。また, 肩書が示すように, 1919年大原社研設立当初, 肩書と機関名が改組に伴い変化し, 7月に統一されるが, 本論では「大原社研」と表記する。

論は、従来の研究が強調した「社会」（社会問題、社会事業、社会的保護）だけでなく、「国家」の概念も関連づけた分析が不可欠と考える。この点と関わって示唆に富む視座を、日本史家の有馬学が提供している。すなわち彼は日露戦後から戦時下までの社会や「大正デモクラシー」の様態を論じる際、「国家と社会を過度に対抗的に扱うことを避けるため」に「社会化と国民化」を関連させた⁽⁸⁾。この視座によれば、1910年代から20年代半ばに高田が進めた子ども問題研究は、社会と国家の概念との関連も含めて検討される必要がある。以上を要約すれば、本論の主題は高田の研究と活動を通時的に検討し、子ども保護と社会・国家に対する彼の認識の展開を明らかにすることである。

そこで1節では、高田が抱いた子どもの社会問題への初発の関心と北米視察後の子ども問題への認識を、彼の経歴や東京で培った人脈とともに明らかにする。2節では、大原社研着任前後の彼が述べる母親扶助法と保育所をめぐる子ども保護論を、世界大戦の影響を受けた関心の変化と関連づけて示す。3節では、彼が欧米視察後に意識する国際的動向のなかで構想した子ども保護の「社会化」論を検討する。この「社会化」とは、社会が子どもの福祉を保障することに関する概念である。なお、彼は欧米視察後に「保育所」から「托児所」に表記を変えるが、指す施設に違いはないため、同一に扱う。また子どもを対象とする福祉事業全体を示す際は、「子ども救済事業全般」と表記する。

1 高田の子ども問題研究の始まり——初発の関心と北アメリカ視察報告を通じて

(1) 養育院奉職から北米視察までの経緯：子どもの社会問題への関心と東京で培った人脈

1903年7月に東京帝国大学法科大学独逸法科へ入学した高田は、社会改良に関する法規を専攻し、8年3月に卒業した⁽⁹⁾。この間に彼は、帝大で監獄学を講じていた内務省嘱託の小河滋次郎（1863-1925）と出会い⁽¹⁰⁾、小河が大阪で亡くなるまで交流を重ねた。そして高田は9年1月13日に東京市養育院に奉職し、児童掛兼巢鴨分院副幹事を務めた。彼が奉職した理由は、在学時に抱いた、子どもに関する社会問題を研究する希望を叶えるためであった。これは、北米視察直後の13年12月に書いた雑録から判明する。すなわち、内務省嘱託の留岡幸助（1864-1934）が運営する家庭学校の機関誌『人道』（東京・巢鴨）に寄せた「米国の児童問題」の冒頭で、彼は「児童の社会問題を研究して見たいといふことは、私が大学に居る時分からの希望でありました」（9頁）と述べていた。

そして奉職三年を経た高田は渡米の決心を固めて離職し、12年5月から翌年11月まで、子ども救済事業全般が早くも19世紀中頃から勃興した欧米の都市の一つである、ニューヨークをはじめとする北米⁽¹¹⁾を視察した。彼の視察目的は、ニューヨークから養育院に送り、13年9月の院機関

(8) 有馬学「『大正デモクラシー』論の現在：民主化・社会化・国民化」『日本歴史』700号、2006年9月。有馬の研究の意味については、成田龍一『近現代日本史と歴史学：書き替えられてきた過去』中公新書、2012年、202頁も参照。

(9) 高田の主要な経歴は、前掲の吉田と寺脇の解説を参考にしうえて、再度当時の資料を参照した。

(10) 小野修三『監獄行政官僚と明治日本：小河滋次郎研究』慶應義塾大学出版会、2012年、序章。

(11) 欧州と北米を含む西洋社会における北米の位置は、ヒュー・カニンガム、北本正章訳『概説子ども観の社会

誌『九恵』に掲載された通信に「私は児童救済の問題を取り調べる目的で此都に来た」とあるように、各事業を調べることであった。また視察資金は、彼が『九恵』に寄せた最後の文章となる「養育院在職中の回顧」（17年10月）によれば、養育院長・渋沢栄一（1840-1931）や幹事・安達憲忠（1857-1930）の厚意により東京市政が補助していた。さらに高田は同地から小河（13年4月から大阪府嘱託）と留岡にも通信を送り、その抜粋は両者が各々関わる『救済研究』（大阪・救済事業研究会、小河が会設立に尽力）と『人道』に掲載された。このように高田の北米視察は、養育院関係者や東京市政の支援を受け、大阪や東京で活動する民間の社会事業研究者との交流のなかで行われていたのである。

(2) 高田の北米視察報告における子ども問題への認識：乳児・私生児保護から育児事業へ

表2 『報告書』主要項目と関連論考

主要項目	関連論考公表年月
乳児保護事業	14年5月
保育児の保護	14年4月
棄児の処分	
私生児の保護	14年5月・7月・9月、 16年2月・12月
昼間保育所・託児所	14年4月
孤児院	
寡婦給付制度	16年8月
家庭委託	
児童虐待防止会	
感化事業	16年（単行本）
少年裁判所	14年11月
矯正学校	13年5月
強制教育及び少年労働問題	16年11月
職業教育	
遊戯場及び娯楽場	『九恵』13年9月
白痴低能者に対する保護教育	

注：高田慎吾『北米合衆国児童救済事業視察報告書』1915年3月。項目は原文表記に拠る。

14年初めに内務省嘱託（留岡の後任⁽¹²⁾）と中央慈善協会委員に就任した高田は視察成果を、同年10月の内務省主催第七回感化救済事業講習会（於・東京）の講演「米国に於ける児童保護事業」（15年7月）や『北米合衆国児童救済事業視察報告書』（東京市養育院、15年3月、全110頁）等にまとめた。この大部の『報告書』には目次がないが、主な項目を抽出して関連論考も示せば、表2となり、二つの点が判明する。つまり彼は、第一に北米では16種に及ぶ事業を視察して、第二に『報告書』をまとめる前後にも、各事業について、東京と大阪の研究会や研究雑誌で度々報告していた⁽¹³⁾。

そして視察後の高田は、「北米合衆国に於ける児童問題中著しく吾人の注意を惹くものは乳児保護に関する運動なり」という『報告書』の書き出しや表2の論考の傾向が示すように、

乳児（嬰兒）と私生児の保護に注目していた。まず嘱託に就いた彼は、14年5月の『人道』に掲載された「救済事業の根本問題」（全2頁）で乳児保護に言及した。この冒頭で彼は、近年不良少年の処遇が「刑事政策の根本問題」として論議されているが、「しかし私の考えでは、救済其他の

史：ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社、2013年、原著2005年の第6章2節「路上生活する子ども」、4節「博愛団体・国家・子ども」でのニューヨークへの言及を参照。

(12) 相田良雄による追悼文、『社会事業』中央社会事業協会、11巻7号、1927年10月、68頁。

(13) その他に総論的に紹介した「米国の児童問題」（全2頁）と、浮浪者や医療に関する論考もある。また吉田（前掲）は、『感化事業に就て』（1916年）を根拠に高田の関心が育児事業から感化事業へ広がったとしたが、『報告書』での言及があるように、視察した彼は既に感化事業にも注目していた。

社会問題の根本は、更に一步、其の源に遡って嬰兒の保護問題、殊に私生児の保護問題まで進まなければならぬと信ずる」（9頁）と述べ、乳児保護のなかでも特に私生児保護を社会問題の根本に位置づけた。また「根本」の意味は、私生児問題に対するつぎの指摘に表れた。「要するに不品行なる人々に対する同情の結果、却て無垢なる薄倖の児童の将来を悲惨なるものたらしめ、延いては社会に対しても多大の損害を與ふる事であるから、余程慎重なる態度を以て、遠き将来の事を慮つて決定すべきものであると考へる」（10頁）。すなわち彼は社会問題の根本としての私生児問題に、同情するのではなく慎重に対処しなければ、その子どもの将来を悲惨にさせ、さらには社会に損害をもたらすと認識していた。

つづいて高田は16年11月11日の中央慈善協会での講演「私生児の救済」（於・四谷区の二葉保育園、『人道』16年12月）で、私生児を国家に関わらせて以下のように論じた。「殊に近年の傾向たる結婚年齢の延長と人口都会集中とは相俟つて益々私生児の数を増すであらう。而も此子供等は、早くより手をつけねば、我救済事業の煩累を加え、国家の不利となるのである」（6頁）。つまり彼は、近年の晩婚化と都市への人口集中によって増えると見込まれる私生児に早く対処しなければ、救済事業も増え、国家の不利益となると考えた。さらに彼はその救済方法として、「兎に角母子一体主義で一緒に救済する必要がある。所謂保育所なるものは此方面の救済機関に為らざるか」（7頁）と提案し、私生児保護のために保育所を含む施設による母子一体の救済が必要であると主張した。

その数ヶ月後、高田は乳児保護を含む「育児事業の一般問題に就て」（『九恵』17年4月）を会合は不明だが講話した。彼によれば育児事業とは、「児童保護事業」の一種である「貧孤児の教養」（教育と養育）を行う事業であり、その方法は「自宅救助、家庭委託、院内教養の三に大別する事」（3頁）ができた。そして彼はこの冒頭で、子どもの教養と国家・社会の関係につぎのように言及した。

今や児童の教養は一家の私事にあらずして、国家の公事であり、之が教養の是非は単に一家族の幸、不幸が分るる所たるのみならず、直接一国一社会の消長に影響する事を深く感ずるに至つた、ここに於て一方之が教養の任に当る児童の親は深く社会的責任の如何に重大なるかを思ひ、又児童保護に関する各種の施設は常に社会的見地より之が完備を期せねばならぬことになつた。（同頁）

つまり高田は前半部で、子どもの教養が「一家の私事」ではなく「国家の公事」であるため、その是非が家族だけでなく、国家と社会の消長に直接影響すると述べた。また彼は後半部で、子どもを教養する親が社会的責任を持ち、子ども保護に関する諸施設が社会的見地から完備されることが期待されるとした。要するに彼は16年までは私生児保護に焦点を当てていたが、翌年にはさらに育児事業を念頭に置き、広く親と施設による子どもの教養が国家と社会の盛衰を左右する重要な要素であると見なし始めた。以上のように在学時から子どもの社会問題の研究に関心があった高田は北米の子ども救済事業全般を視察し、日本に紹介した。そして視察を経た彼は乳児と私生児の問題に適切に対処しなければ、社会と国家に不利益をもたらすという認識を抱き、その対処方法として

母子一体の救済を主張した。さらに乳児保護を含む育児事業を論じた彼は、親と施設による子どもの教養が国家と社会の盛衰を左右する公的行為である、という認識を持つに至ったのである。

2 大原社研着任前後の高田の子ども保護論——母親扶助法と保育所をめぐって

(1) 第一次世界大戦の影響を受けた高田が抱く子ども問題への関心と母親扶助法への認識

こうして北米視察報告を終えた高田は、つぎに第一次世界大戦下のヨーロッパに関心を寄せた。まず彼は、17年11月の中央慈善協会機関誌『社会と救済』掲載の「戦争と不良少年」で大戦下のイギリスを取り上げ、「一体不良少年の問題は決して各一人々々に関係するのではなく、重大な国家的問題である」(99頁)と理解した。さらに内務省囑託を辞し、大阪に赴任した彼は、大戦終焉(11月)直前の10月の『救済研究』で「戦時欧州に於ける不良児の状態」を発表した。彼はこの論考で、欧州諸国での不良児の増加を受けて、「児童問題は戦後国家経営の重要な一問題である。吾々が戦後に於て優良なる国民を得んと欲するならば、此の現象を楽観し等閑視する事は出来ない」(56頁)とし、英仏独露伊での不良児対策に言及した。つまり戦後を見据えた彼は、米英だけでなくヨーロッパ諸国の情勢にも目を配り、子ども問題への対策が優良な国民の形成を左右すると考えた。

そして19年2月に大原社研研究員兼幹事に着任した高田は、同年4月の「幼児保護に関する社会的施設の必要を論ず」で、不良児問題から幼児保護へと関心を移した。彼は近年日本でも孤児院や保育所が増え、また昨年の米騒動以来、「簡易食堂、細民家屋、宿泊所、職業紹介所」が設立されたが、「幼児保健の問題、消極的に云へば、幼児死亡予防の問題は我が邦に於て社会事業家の最も考慮を要し、是れに対する社会的施設を講究すべきものではあるまいか」(2頁)と疑問を投げかけた。加えて彼は翌年3月に大原社研所長に就任する東京帝大教授・高野岩三郎(1871-1949)の『本邦人口の現在及将来』(16年10月)を参照し、日本の乳児死亡率が欧州諸国とは逆に近年高くなっていると指摘したのち、「国民保健上重大問題」とされる幼児保護につぎのように言及した。

強健なる国民を得んと欲せば、強健なる幼児を得ねばならぬ、幼時の養育は^(ママ)恰も建設の基礎工事にたとうべきものである。児童の保健問題は社会問題の根基を為すべきものである。今や児童の養育は、一家の私事にあらずして、社会的奉仕であり、国家に対する公務であると謂われて居る。(6頁)

つまり高田は第一に、強健な国民の形成に関する問題に幼児も含め、子どもの養育と保健を社会問題の根幹に据えた。この問題関心は、引用の後で北米の乳児保護の社会運動に「深く感ずる所」があったと彼が振り返るように、従来の意識に国民形成と保健を含んだものであった。第二に彼は子どもの養育を、先の育児事業の講話でも指摘した「国家に対する公務」だけでなく、社会奉仕としても意味づけた。このように彼は北米にも言及したとはいえ、ヨーロッパ諸国での乳幼児保護策を受けて、幼児を含む子どもの養育と保健が私事ではなく、社会の根幹に関わると捉えたのである。

その後の数年間、高田は救済事業研究会等で報告を重ねると同時に、大原社研で『日本社会事業年鑑』（20年5月－26年8月）の編集と執筆（特に子ども問題項目）に従事した⁽¹⁴⁾。そして22年5月に各研究員の研究成果をまとめた「大原社会問題研究所パンフレット」が発刊され始め⁽¹⁵⁾、彼は22年8月に第四号として『無産児保護策に於ける新傾向』を執筆した。またこの小冊子は「親の家庭に於ける育児は、社会的性質を有する公務である」（6頁）とする観点や、救恤規則（1874年）等による「我が邦に於ける幼児保護の国家的施設がいかに貧弱であるかが分かる」（9頁）という幼児保護に対する認識を含むように、大戦の影響で彼が抱く子ども問題への関心に基づいて書かれた。

この小冊子の主題は、副題が示すように母親扶助法であった。まず高田によれば、10年代に欧米で始まった「母親扶助法とは、親が貧窮にして子供を養育するに相当なる資力を欠く場合に、国家が其の養育費を負担する法律」（1頁）であり、また貧困で養育が困難な「親」とは法律の名称が示すように、第一義的には母親であった。つぎに彼はこの法律が生じた状況を、以下のように捉えた。「兎に角何れにしても子供の養育は今迄のやうに、親の当然の義務としてのみ放任すべきものでなくて、国家も亦その責任を分担すること、^{あたか} 尙も現今学校教育に対して国家が必要を分担するやうに、子供の養育費も亦その負担とならねばなるまい」（2頁）。すなわち彼は、子どもの養育が親の当然の義務として放任されるべきではなく、国家もまた子どもの養育費を分担すべきであると考えた。

そして高田はこの国家の役割も含んで、つぎのように「子供の社会化」と表現した。「然るに近時子供に対する思想は段々変って来た、子供の人格は勿論の事其の重要なる価値が社会的に認められる様になつた。そして国家は種々なる方面から子供を保護する手段を採るやうになり、其の結果子供の社会化が近來の法制上に著しく現はるやうになつたのである」（5頁）。つまり大戦以後の欧州諸国の進展に感化された彼が用いた「子供の社会化」とは、子どもの価値がその人格と共に社会で認められた近年、国家が子ども保護の手段を講じ、法制上に実現した状況を表す言葉であった。

（2）高田の保育所論と職員養成事業：保母の資格としての科学的知識と代替不可能な母親の愛情

他方で母親扶助法は家庭養育を前提とするため、「子供は家庭に於て親が自ら養育すべきものであるか、或は保育所の如き共同養育に委託すべきものであるかは問題」（25-26頁）であった。それゆえ高田はここで保育所のあり方も論じた。本項ではその特徴を示すため、彼が大原社研着任前から科学的知識を保母の資格として重視していく過程を、石井記念愛染園との関連も含めて解明する。

まず高田は16年7月の『慈善』（17年10月に『社会と救済』へ改称）掲載の「慈善学校の設立に就て」で北米のそれに触れて、「慈善事業否な広義に於ける社会事業に従事せんとする者」のための学校が東京と大阪に必要であると訴えた。なぜなら、「現今の救済は個人的な救済から社会的

(14) 吉田久一「『日本社会事業年鑑』について」『季刊社会保障研究』1巻2号、1965年9月。

(15) 法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所五十年史』1970年11月、31-32頁。

救済」に進み複雑になったため、「慈悲と科学的知識の総和」により行われるべきだからである(70-71頁)。そして17年11月の東京府慈善協会での彼の講演「現代救済事業並救済事業家の資格」(18年1月)によれば、「慈善心なるものは単純なる同情と云ふが如きものに止まらず、受救者の人格を尊重し、其の人に存する人間の無限の価値に尊敬を表すことに依りて生ずる所のもの」(13頁)を意味した。つまり彼は、被救済者の人格への尊重から生じる慈悲と科学的知識が社会事業に必要であると考えていた。またこの彼の考えは、小河の推薦により赴任する愛染園の構想とも重なった。16年11月29日の創立集会で大原と理事を務める小河らは「保姆養成所」を経営し、「他日救済事業に従事せんとする婦人のため、科学的知識と實際的習練を與へ兼て宗教的気分を養成すること」も決議した⁽¹⁶⁾。したがって高田を園に招聘することが決まる年月は不明でも、彼と園の方向性は同じであった。

しかしその後、高田も園も慈悲を重視しなかった。18年1月30日(園の名称にもなる岡山孤児院設立者・石井十次[1864-1914]の命日)に開園式が行われ、小河は式辞で、「練達の保姆を得んと欲せば、事業其物を教習機関として自ら教師たる人を養成せざるべからず」という方針で養成所を併設し、「当初はまづ十人乃至十五人の保姆志望者を選択採用し、之を教育養成する」ことを伝えた⁽¹⁷⁾。そして高田は5月に内務省を辞し、6月15日に園附設の救済事業研究室主幹に着任した⁽¹⁸⁾。また9月に救済事業職員養成所の第一学期の講師と科目が表3の通りに決定し、彼は「児童保護事業」を小河と担当した。加えて8月の『救済研究』(6巻8号)の紹介記事によれば、第二学期の「一般救済に関する学科」に、「救済要論・社会学・教育学・社会衛生・経済学・教育病理学」が予定されていた。要するに表と紹介記事の科目が、高田と園が保姆に求めた科学的知識の総体であった。

養成所長の高田はつづく10月8日の開校式で、本科に「中等教育を修め又は之と同等の学力を有する者」4名が、選科に「資格の有無に拘らず志ある者」12名が入所すると報告した。しかし職員養成は第一学期(三ヶ月)が終わる19年初めに中止され、再開されなかった(19年6月、6頁)。その理由は、当時入所したある女性によれば、運営費のほかに入所者の知識がまばらで十分な成果も挙がらなかったためである⁽¹⁹⁾。そして以上の資料には、設立構想時に重視された慈悲への言及がなく、また小河も開校式の式辞でドイツの社会事業婦人従事者養成所に触れ、今日の社会事業が「昔時の夫と異り、科学的知識」によって運営されねばならないと述べるに留まった⁽²⁰⁾。さらに高

表3 救済事業職員養成所の科目と講師

科目	講師名(肩書き)
児童保護事業	小河滋次郎(法学博士)
	高田 慎吾(法学士)
児童心理学	黒田 源次(文学士)
児童衛生学	三田谷 啓(ドクトル)
	酒井 幹夫(医大職員)
体育	吉野 至(夕陽丘高女校長)
保育法	桑野 久任(奈良女高師教授, 理学士)
家政学	越智 きよ(奈良女高師教授)

注:「救済事業職員養成所の講師決定」『救済研究』6巻9号, 1918年9月, 98頁。

(16) 「財団法人石井記念愛染園の設立」『救済研究』4巻12号, 1916年12月。

(17) 「愛染園の開園式」『救済研究』6巻2号, 1918年2月。

(18) 『社会と救済』2巻3号, 1918年6月, 76頁(会員消息欄)。ただし高田は協会委員を続けた。

(19) 日高忍による追悼文, 『社会事業』11巻7号, 1927年10月, 78頁。

(20) 「救済事業職員養成所開校式」『救済研究』6巻10号, 1918年10月。

田は18年12月の「宗教家は社会救済に従事すべきか」で宣教活動と社会事業を分け、後者の従事者には「各種救済事業に関する科学的知識」が必要であると述べた。このように彼は園の方針と軌を一にして、科学的知識だけを社会事業従事者（特に保母）の資格として重視するに至ったのである。

こうした科学的知識を重視する高田の姿勢は、22年の『無産児保護策』にも引き継がれる。彼は最終節「家庭養育と共同養育」で、「育児は他の家事と同様に母の手を離れて、共同養育所に依托さるべきものであらうか」（26頁）と述べたように、母親が育児をしていると現状を捉えたうえで、以下のように保育所に言及した。「保育所の職員の育児上必要な科学的知識と経験とを、具有せしむることはできても、真に親の愛を懐かしむることは不可能である」（27頁）。要するに彼は一方でこれまでと同じく保育所職員（保母）が育児に必要な科学的知識と経験を備えることを前提とし、他方で職員でも親（特に母親）の愛に代わることができないと考えた。これは彼が抱く母子観念の変化を意味する。すなわち、保育所を含む施設によって母子が救済されることから、子どもへの愛情を持つ母親が自ら育児することへの変化である。このようにして彼は、沢山が「家庭養育重視」と評したように、保育所が代替できない子どもを愛する母親による育児を重視するようになった。

以上の過程を通じて高田は、社会事業従事者が科学的知識を持つ重要性を論じた。その際彼は『無産児保護策』で、母親扶助法のような国家による養育費分担を含む「子供の社会化」と、科学的知識を持つ保母がいる保育所による共同養育とを主張した。ただしこの主張は愛情を持つ母親による育児の実現を図るものであり、ここではそれが代替不可能なものとして絶対視されていたのである。

3 欧米視察後の高田の子ども保護の「社会化」論——児童養育費と託児所を中心に

(1) 高田にとっての欧米視察経験の意味：ジュネーブ宣言と国際的動向への注目

小冊子執筆の約半年後の23年3月から翌年10月まで⁽²¹⁾、高田は欧米を視察した。この23年以後の数年は、大原社研が本格的に展開する画期でもあった。「なぜならこの期間に発刊された『大原社会問題研究所雑誌』[23年8月－33年10月、全18冊]に各研究員はつぎつぎと新しい研究を発表し、わが国経済学、社会問題の研究に大きな貢献をなし、……大原研究所はその特異な地位を確立した」からである⁽²²⁾。この展開は、高田からみれば、視察後に研究を発表する『大原社研雑誌』の発刊を含む研究環境の整備を意味した。そのため彼は社研事務を離れ、その資金で視察ができた。この点と関わって、彼は23年10月28日にベルリンから送った小河への通信（『救済研究』が22年8月に改称した『社会事業研究』）で、この間の業務と視察への心情をつぎのように吐露した。

(21) 『社会事業研究』12巻11号、1924年11月の会員消息欄（88頁）によれば、高田は10月末に横浜に到着して、関東大震災後の東京を見舞い、また疲れを癒して、11月13日に帰阪した。

(22) 法政大大原社研編、前掲、42頁。大原社研での高田の役割（18-27年）は4-62頁から抽出可能。

以前米国へ参りましたときには大分飛び歩いて施設を見ましたが今度はどうも其の興味が起らず、机にばかり齧り着いてゐます。又独逸に居る間は成るべく書物を読み度いと云ふのが初めからの希望でありました、何しろ研究所の創立事務で数年全く研究を棒にふりましたので頭が空になつてしまいました。(81頁)

すなわち欧米視察は社研創立事務に忙殺され、研究を十分に進められなかった高田に時間を与えた。そして、その彼の目を引いたものがジュネーブ宣言である。これは20年1月創設のセーブ・ザ・チルドレン (International Save the Children Union) が23年2月23日に発表し、翌年9月26日に国際連盟が採択する、子どもの権利に関する宣言であつた。彼は24年6月22日にロンドンから送った小河への通信に添えた雑録「国際児童救護財団」で、この宣言を翻訳して紹介し⁽²³⁾、「吾々の児童に対する責任を能く言ひ表はしたもの」(67頁)と評価した。その後、最晩年の高田は26年末に摺筆する草案⁽²⁴⁾のひとつ「児童問題の概況」(『問題』第二章)で同宣言に言及し、子ども問題に対する国際的動向をつぎのように意識した。「児童保護は漸次社会問題として取扱われるやうになつた結果、之が施設は国家に移るの傾向がある[.]従つて児童に関する立法は文明諸国に於て近来著しく発達した。而して国内に於て社会化した児童問題は又国際的運動に展開しつつあることは労働問題や婦人問題と同一である」(16頁)。つまり従来の研究も指摘するように、彼は子ども問題を社会問題として理解した。ただしそれだけでなく、彼は国内の子ども問題が労働問題や女性問題と同様に、国際的運動によって対処されていると把握した。実際にその一例には、23年9月の関東大震災の際に寄付金を送ったセーブ・ザ・チルドレンが挙げられている。とはいえ大正期の新教育を専門とする中野光(1929-)によれば、ジュネーブ宣言に言及する者は20年代半ばの日本にはいなかった。したがって高田は子ども問題への国際的運動を代表するこの同盟とその宣言に注目した、日本で極めて早い(おそらくは最初の)研究者であつた⁽²⁵⁾。

また高田は「児童問題は労働問題や婦人問題と全く別個のものではなくて、両者の中に含まれるものであり、少なくとも之等と密接なる関係を有するものである」(14頁)と述べ、子ども問題が労働や女性の問題と関わると理解し、この頃女性・子ども問題や女子労働の国際的動向も紹介した(26年7月・8月)。こうして国際的動向を意識した彼は欧米視察後に、経済保障や女子労働の観点から、実際に「児童保護の社会化」、「育児の社会化」、「児童養育の社会化」と表現される子ども保護の「社会化」を論じていた。以下ではその内実を解明するため、児童養育費と託児所を中心に検討する。

(23) 二井仁美「近代日本における子ども虐待と子どもの権利」岡本正子ほか編『教員のための子ども虐待理解と対応』生活書院、2009年、164頁は、子ども虐待の歴史を示す際にこの資料を参照した。

(24) この判断は彼が1925年8月の児童福利国際大会を「昨年」と表記したことによる(16-17頁)。

(25) 中野光『戦間期教育への史的接近』EXP、2000年、155-160頁(初出論文1992年)。中野は国立感化院武蔵野学院長・菊池俊帝(1875-1972)が最初に宣言に注目したとする。しかし二井も指摘するように、高田の言及は「これに先立つものである」(前掲論文、167頁)。さらに付言すれば、大阪での高田の追悼会で追憶を述べた菊池が『問題』出版三ヶ月後の児童保護協会機関誌『児童保護』で、同書と十数行に及んでほぼ一致する文章を書いたため、彼は同書を参照したと考えられる。

(2) 子ども問題の根底に位置する児童養育費と、「国家と社会の相続者」の教養を目的とする保護

まず高田が欧米視察後に発表した最初の論考が、25年1月の『大原社研雑誌』に掲載された「児童の公的扶養問題」（全2頁）である。この小論によれば、子どもの扶養が「法律上父母の義務として規定され又何人も之を親の自然の責務として疑ふ者はない」とはいえ、養育費は「個人経済」に委ねられていた。そのため、「無産者の児童は到底健全なる発育を遂げ且つ普通教育さへ完全に受くることはできない。故に児童養育費の社会的負担並に教育均等の問題が論議せらるる」ようになった（263頁）。こうした状況認識ゆえに以降の論考では、養育費と教育の問題が論じられている。

つづいて高田は26年1月の『社会事業研究』で、題名の通り「児童養育費問題に就て」論じた。まず彼は冒頭で、子どもの養育が「家庭に於ける両親の任務」であり、「費用も亦親の当然の負担たることは何人も疑はない」が、「児童の教養が社会的意義を認められるに及び、其の養育費も亦漸次社会的負担に移らんとする傾向がある」（3頁）と指摘した。またこの「社会的負担」には、母親扶助法の給与費を「次代の国民の養成のため国家が当然負担すべきもの」（同頁）であるとするように、国家も含まれた。そして、彼は当時の子どもが置かれた状況を以下のように強調した。

児童の運命が一に親の所得に支配されることは、共存共栄を理想とする社会の矛盾と云はざるを得ぬ。若し夫れ健全なる社会組織を期待するならば、次代の社会を構成すべき児童に榮養と教育の均等なる機会^ヲを与へ、其の天禀の能力を充分に發揮して社会に尽さしむることが我等の任務であらう。現在の社会に於ては一般児童の養育は全く自由放任、無秩序の状態に在りと云はねばならぬ。（5頁、なお『問題』50頁の上記引用箇所全体には、編者が傍点を付している）

この主張は二点に分けられる。第一に高田は、平塚も指摘したように、子どもの運命が親の所得に支配されることは社会の矛盾であり、また総じて子どもの養育が自由放任（無秩序）の状態に置かれていると理解した。第二に彼は、次代の社会を構成する子どもに榮養と教育の均等な機会を与え、その生まれつきの能力を充分に發揮し、社会に尽させる必要があると主張した。先の「公的扶養」との関連からみれば、前者の指摘は小論と同様の状況認識であり、後者は小論で彼が指摘した諸問題に対する応答であった。そして最後に彼は、養育費の支給が現金だけでなく、「現品給与又は無料診療等の施設」によっても達成できると補足し、「児童養育費は児童問題の根底をなすもので、今後研究が最も必要であると結んだ（10頁）。このように高田は、榮養と教育に関わる現金給付と現品給付、諸施設の供給によって対処できる児童養育費を子ども問題の根底に据え、またその負担者を欧米視察前に強調した国家だけでなく、それを含む社会と見なしたのである。

加えてこうした国家を含む社会の強調は、子ども保護の手段だけでなく目的にも見られた。彼は上記の「養育費」からの引用箇所「次代の国民の養成のため」（3頁）や「次代の社会を構成すべき児童」（5頁）と表現し、さらに『問題』の第一章に据えられた草案「児童保護事業」（26年推定⁽²⁶⁾）にあるつぎの言葉が端的に示すように、国家と社会を矛盾なく結合させた。「国家社会の

(26) 高田はこの草案で、「十年」以上前の「米国ワシントン児童大会」で「家庭は文明の最も高貴なるまた最も美

相続者としての児童の教養は大切である。又或る意味に於ては優良なる人物を作り出すと云ふ事夫れ自身が国家社会の一つの理想である」(6頁)。要するに高田は、従来の強健な国民も包含する「国家社会の相続者」としての子どもの教養に国家と社会が取り組むことを目的とした。ただしこの目的は、彼が「[児童保護事業は]人類の遠大なる理想を詮索し又それを実現すべき後継者として、吾々に優る精神、身体の持ち主を得んが為めに行ふ」(4頁)と述べたことを敷衍すれば、彼が翻訳し、評価したジュネーブ宣言の第五項「児童はその全能力を人類同胞のために捧ぐるやうに教育されねばならぬ」(「児童問題の概況」17頁)が示す、一国を超えた「人類」への奉仕にも連なるものであった。

(3) 高田の託児所論と女性労働問題：育児に関する科学的知識と愛情を持つべき母親

また高田は先の「公的扶養」で、養育費と教育の問題は「ただに児童の福祉に関するばかりでなく、間接には家庭に於ける婦人の地位に影響するが故に婦人の参政権を有する国に於ては立法問題として世論を喚起しつつある」(263頁)とも述べた。それゆえ彼は以下の諸論考で、託児所を女性労働と関連づけて論じた。まず彼は25年4月の『大原社研雑誌』の「児童問題の経済的基礎」で、明治以後の「家族制度の下に於ける児童保護」から「家族制度崩壊期に於ける児童保護」への変遷を辿り、「我が邦の託児所は、大体、日露戦争後、漸次発達したもので、今では全国約百ヶ所の託児所がある」と、『日本社会事業年鑑』(23年版)を論拠に指摘した(65頁)。そして彼はその目的が「親の労務に服してある間、之に代はつて、幼児を保育する」ことであると確認したうえで、「親の愛情」の点で、親から子どもを離すのは好ましくないため、「託児所は家庭の補助機関であり、又児童保護の社会化の一表徴であるとも見られる」と述べた(同頁)。つまり彼は依然として親の愛による育児を重要視し、また家庭を補助する託児所を子ども保護の「社会化」の一つに位置づけた。

しかし高田は親を、愛情を持って育児をするだけの存在と見なさなくなった。彼は託児所反対論に対して、母親の労働の有無や生計上の必要にかかわらず、「育児以外の家事、又は自己修養の時間を得るために、一日数時間児童を委託する社会的設備の存することは、婦人にとっては便宜なことである」と主張した(同頁)。さらに託児所は「児童養育に関する科学的知識を、親達に供給するだけの内容を備へなければならぬ。否な、託児所は児童学に関する親達の共同研究所として発達すべきものである」とされた(66頁)。すなわち彼は、託児所が育児に関する科学的知識を親に供給するだけでなく、親たちが「児童学」を共同で研究する施設になるべきであると考えた。この認識はつぎの二点も含意している。第一は母親の「自己修養」に研究も含まれ、母親が保母と同じく研究を通じて科学的知識を持つべき存在と想定されたことである。第二に「児童学」とは、この論考の冒頭にある、「児童の精神及身体の完全なる発達を期する」ために不可欠とされる「生理学並に教育学」(57頁)であったが、「科学的知識」ともあるように、職員養成所の講義内容と重なっ

しき産物である。家庭は精神の修養、品性の陶冶に最も強き勢力を有する」との決議がなされたことに触れた(『問題』8頁)。またこの決議文は、1909年にワシントンで開催されたWhite House Conference on Dependent Childrenの文章と一致する。この点と草案内容をふまえ、この草案は加納(前掲)が推定する「14年」ではなく、晩年の26年に書かれたと、私は判断した。

ていた。

さらに高田は、25年7月の『工場研究』に寄せた「女子労働問題に就て」で託児所論を発展させた。彼は第三節「婦人の解放」で、「婦人解放の第一歩は、家屋の改造、家事育児の改造に関する家庭的補助機関の整備である」（12頁）と指摘し、詳細に以下の三点を論じた。まず第一項の題名である「家屋の改造」とは、女性が職業に従事するために「簡易に且つ安全に戸締りできる」ようにすることを意味した。つぎに彼は家事を論じた第二項「食事の社会化」で「炊事の社会化」とも表現したように、簡単な炊事方法の考案や一週間分の料理の保存方法、料理済の品の販売によって、「家事の中で、最も多く、労力と時間とを要する」炊事から、「婦人の過労を救ふ」ことを主張した（13-14頁）。つまりこの主張は、炊事を始めとする家事からの女性の負担軽減を意図していた。

そして高田は第三項「育児の社会化」で、女性が「炊事、洗濯、掃除等の家事」から自由になれても、職業に就こうとするときに生じる「最も困難な問題」である育児に関わって、託児所の役割につきのように言及した。「育児に関する科学的知識と経験とを有する婦人を以て組織されたる托児所ならば、一般親の本能を基礎とする盲目的育児法に依るよりは、寧ろ安全である」（同頁）。ただし、彼は親子の愛情が子どもの発育に無視し難いことも認め、「托児所は一面に於て、母親就業中之に代つて子供の保育を行ふと同時に、亦一般母親の育児に関する共同研究所たらしむるならば、従来如き、母親の独断的育児法を改善することができて、二重の利益が得られるであろう」とした（同頁）。すなわち彼は託児所の「二重の利益」に、働く母親の代わりに保育だけでなく、母親の盲目的・独断的育児法の改善を加えたのである。このように彼が「育児の社会化」という言葉で新たに主張した託児所の役割とは、親の愛による育児を重視しつつも、働く母親が育児から解放され、育児を共同で研究して科学的知識を持つことにより独断的育児法を改善することであった。

以上のように述べた後、彼はつぎのように「児童養育の社会化」へとまとめた。「今後の社会では、一家庭の個人的力だけで子供を養育することは不可能で、どうしても社会的協力を必要とするのである。即ち児童養育の社会化は現代に於ける一つの趨勢であると認められる。況んや、児童養育方法の社会化のみならず、養育費も亦個人の負担より社会に移らんとしつつある」（14-15頁）。つまり彼はこの言葉に、社会の協力を得た子どもの養育方法と社会による養育費負担の意味を含めた。したがって彼の子ども保護の「社会化」論とは、親が担う養育費と子どもの養育とを社会が負担することによって、母親が家事と育児を含む再生産労働から解放されることを意図するものであった。

おわりに

高田は東京帝大在学時から子どもの社会問題の研究に関心があった。ただし本論で示したように、1910年代から20年代半ばまでの彼の関心や子ども保護論はその目的や手段、および社会と国家の概念が相互に関連して変化する。

まず高田は社会事業関係者の支援を受けた12年からの北米視察を経て、乳児・私生児保護のために母子一体の救済が必要であり、親と施設による教養が国家と社会の盛衰を左右すると考えた。

そして、大原社研着任前後の彼は第一次世界大戦以後の欧州諸国にも目を配り、子どもの教養が国家と社会に果たす積極的な意味を加える。つまり彼は、子どもの養育と保健が強健な国民の形成に関わると認識を改め、また、国家による養育費分担と科学的知識を持つ保母がいる保育所とを通じて、愛情を持つ母親による育児の実現を図る子ども保護論を述べた。さらに大原社研が本格的に展開し始める23年に欧米を視察した彼は、母親による育児を前提として国家の役割を位置づける従来の子ども保護論を、経済保障や女性労働の観点から子ども問題を捉えるものへと転換させる。すなわち、晩年の彼が国際的動向を意識して構想した子ども保護の「社会化」論とは、子ども問題の根底に位置する児童養育費と、働く母親を育児から解放し、科学的知識を持つべくする託児所によって、親の養育負担を社会が共有しながら、国家と社会を相続する子どもを教え養うものであった。

以上のように高田の研究は、大原の妻・壽恵子が岡山県倉敷市で設立した保育所・若竹の園で25年4月26日に行われた、彼の開園記念講演「児童養育の社会化に就て」の一節「子供の養育とはにかく、一家に任せず社会化国家化されなければならない」⁽²⁷⁾ になれば、一貫して子どもの保護と教養を社会化させ、国家化させながら展開する。無論、日本研究者のウノが指摘するように、当初の高田が抱く母子一体の認識は、欧米福祉事業の研究者（小河や生江孝之等）と共通したものである⁽²⁸⁾。ただし晩年の彼は、子ども福祉の国際的進展のなかで子ども問題と女性労働問題とを関連づけて、当時の子ども問題研究や大原社研の労働科学⁽²⁹⁾のなかでも独自の認識を獲得したのである。

そして高田の急逝により、彼の研究は未完に終わる。しかし彼の構想は、一方では「児童福祉の先覚者」と呼ばれて第二次世界大戦後の福祉認識に共有されたと同時に、他方では、彼が病気になるまで大阪の研究会で議論したことにより、愛染園長の富田象吉⁽³⁰⁾を始めとする社会事業家の1930年前後の活動に影響を与えたであろう。したがって、高田の研究がもたらす帰結とその可能性を、30年代以後の子ども問題の現実と社会・国家の変容との関連のなかで解明することは、改めて問うべき課題である。

(いない・ともよし 東京大学大学院教育学研究科博士課程)

(付記) 本研究は、平成23-25年度の日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。また本論文は、2013年8月29日の日本教育学会第72回大会（於・一橋大学）で口頭発表し、10月22日に受理された投稿論文を、審査員のコメントと編集委員会の通知（2014年3月18日）を受けて、改稿したものである。重要な指摘をされた審査関係者に深謝したい。

(27) 若竹の園記念誌編集委員会『若竹の園：75年の保育のあゆみ』2000年、19頁。なお注3で挙げた沢山の両論文は重複もあるが、後者では高田が若竹の園に影響を与えた可能性を示唆していた。

(28) Kathleen S. Uno, *Passages to Modernity: Motherhood, Childhood, and Social Reform in Early Twentieth Century Japan*, University of Hawai'i Press, 1999, p.106.

(29) 有馬学『「国際化」の中の帝国日本』中公文庫、2013年、317-318頁（初版1999年）。

(30) 富田象吉の戦間期の子ども観は、拙稿「戦間期日本における保育所制度化をめぐる論争と富田象吉の子ども観：託児所令制定運動の再検討として」『幼児教育史研究』2012年、7号を参照。